

大井町男女共同参画プラン（第3次）



令和4年2月

大井町

はじめに



本町では、平成13年度に男女共同参画社会基本法に基づく「大井町男女共同参画プラン」を、平成26年度には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律にも基づいた「大井町男女共同参画プラン改訂版」（以下、「前プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組みを進めてまいりました。

前プラン策定以降、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が制定されるなど、女性の活躍に向けた法整備が進んでおります。また、2015年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通目標である17の目標（SDGs）の中に「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されるなど、国際的にも男女共同社会の実現をめざす動きが活発になっています。

一方で、昨年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本は156か国中120位となっており、また令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってDVや性暴力の増加・深刻化、女性の雇用や所得への影響等の問題が顕在化するなど、男女共同参画の視点の重要性が増している状況にあります。

こうした中、前プランの計画期間が令和3年度で終了することから、この間の取組みの成果や課題等をふまえ、本町における男女共同参画社会の形成がより一層促進されるよう「大井町男女共同参画プラン（第3次）」（以下、「本プラン」という。）を策定いたしました。

町民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、本プランを着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本プランの策定にあたり、御審議いただきました大井町男女共同参画社会推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和4年2月

大井町長 小田 眞 一

【目次】

第1章	プランの改訂にあたって	
1	プラン改訂の趣旨	1
2	プランの位置づけ	1
3	プランの期間	2
4	男女共同参画をめぐる動向	2
5	町の現状と課題	2
第2章	プランの基本的な考え方	
1	基本理念	5
2	基本目標	5
3	プランの体系	7
第3章	プランの内容	
	基本目標「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画の促進」	9
1	町政の場における女性の参画の拡大	
2	女性の能力開発（エンパワーメント）の支援	
3	国を越えてのパートナーシップの形成	
4	地域活動における男女共同参画の促進	
	基本目標「Ⅱ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」	15
1	男女の雇用環境の整備	
2	職業生活における活躍支援	
3	仕事と家庭生活等との両立支援	
4	育児・介護のための社会的支援	
5	男性の家庭への参画の促進	
	基本目標「Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現」	21
1	異性に対するあらゆる暴力の根絶	
2	生涯にわたる女性の健康づくりの支援	
3	高齢期における男女の生活支援	
4	援助を必要とする人の自立支援	
	基本目標「Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」	26
1	男女共同参画の意識づくり	
2	学校教育における男女共同参画の推進	
3	家庭や地域での男女共同参画の推進	
4	多様な性のあり方への理解の促進	
第4章	プランの推進	30

第1章 プランの改訂にあたって

1 プラン改訂の趣旨

本町では、平成27年3月に「大井町男女共同参画プラン改訂版」を策定し、さまざまな施策を推進してきましたが、計画期間が終了すること、また国における「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定や第5次男女共同参画基本計画の策定、国際的なSDGsの推進などの社会情勢の変化に対応するため、これまでのプランの施策を引き継ぎ、「大井町男女共同参画プラン（第3次）」を策定するものです。

2 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条））の形成をめざし、男女共同参画社会基本法第14条第3項で定められた市町村男女共同参画計画として策定するものであり、大井町第6次総合計画「つながり！大井未来計画」を上位計画とした個別計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定された市町村基本（推進）計画として位置付けています。

【参考】

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 プランの期間

男女共同参画基本計画及び県男女共同参画計画を勘案し、本プランの計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて必要がある場合には、計画期間内でも見直しを行います。

4 男女共同参画をめぐる動向

国では、平成28年に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」のもと、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律」といった、女性の活躍を推進するための法律・制度が整備されるとともに、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向け、「第5次男女共同参画基本計画（令和2年）」が策定されています。

神奈川県では、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（平成30年）が策定され、職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組みが進められています。

また、平成27年に国連で採択された2030年までの持続可能な開発目標（SDGs）では、目標5として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられており、国際的にも女性の参画や平等なリーダーシップの機会の確保が求められるようになっていきます。

さらに、令和元年度から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的、経済的に大きな影響をもたらし、「新たな日常」の実現のため、オンライン勤務など働く時間、場所が柔軟化していく一方、外出自粛や休業等による生活不安やストレスによる配偶者等への暴力、性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

5 町の現状と課題

（1）人口と世帯

本町の人口は、2010年の17,972人をピークに、2015年は17,033人、2020年は17,082人と、近年は微減から微増に転換する傾向で推移しています。男女別人口は2020年では男性8,488人、女性8,594人で女性が106人上回っています。

年齢別人口を見ると、2020年の年少人口は12.1%、生産年齢人口は59.5%であり、いず

れもその割合は低下傾向にあります。一方、老年人口は28.4%であり、1990年に“高齢化社会”（老年人口7%以上）となってから、2005年に“高齢社会”（老年人口14%以上）、2015年には“超高齢社会”（老年人口21%以上）となり、急激に高齢化が進んでいます。

本町の世帯数は2010年まで増加し、2015年は減少に転じています。一方で平均世帯人数は年々減少傾向にあり、核家族化や少子化、単身世帯の増加が進んでいます。単身世帯が全世帯に占める割合は、1990年は16.37%でしたが、2015年には22.09%に上昇しています。

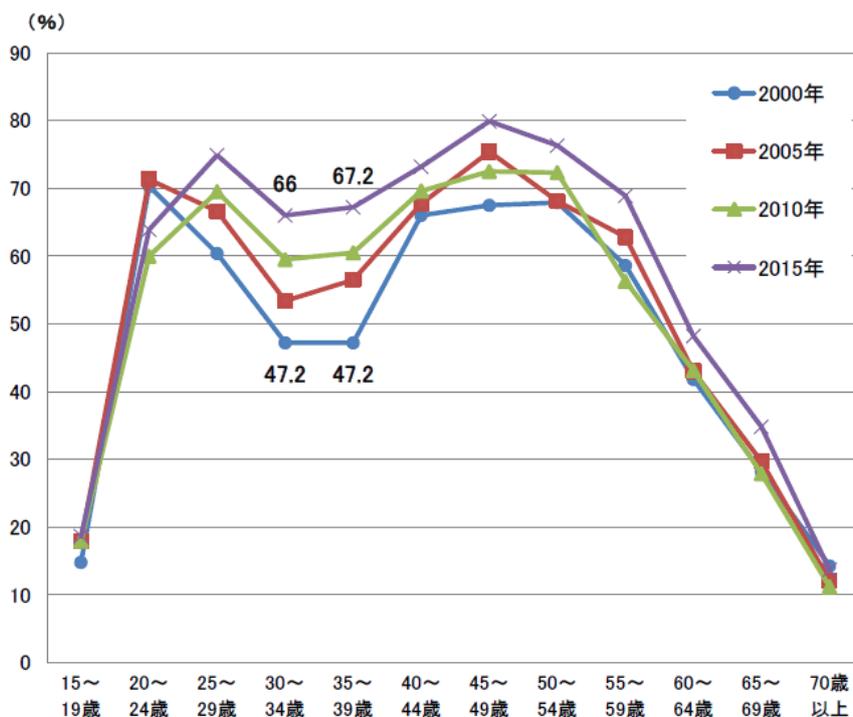
少子高齢化が進行する中、地域社会の持続的な発展のためには、地域づくりや働く場などのさまざまな場面において、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮されるよう男女共同参画社会の推進が重要です。

（2）女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢階級別就業率は、20代前半を除き全体的に上昇しています。また、「25～29歳」（74.9%）及び「45～49歳」（79.9%）が左右のピーク、「30～34歳」（66.0%）が底となっていて、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、年々、底が上昇し、カーブが緩やかになっています。

なお、全国では「25～29歳」（81.4%）及び「45～49歳」（77.9%）を左右のピーク、「35～39歳」（72.7%）を底とするM字型カーブを描いていることから、更なる女性の職業生活における活躍を推進する必要があります。

図 本町の女性年齢別就業率の推移



出典：大井町人口ビジョン（令和2年11月改訂）

(3) 審議会等委員における女性の登用状況

令和3年4月1日現在、本町の審議会等委員において25.2%を女性が占めており、全国市町村における審議会等委員に占める女性の割合(27.1%(令和2年))と同程度となっています。女性の参画が進まない背景には、充て職であったり、専門性が高かったりするために、その職にある女性が少ないこと等の課題がありますが、女性の意見を町政に反映していくために女性の登用を推進していく必要があります。

	委員会数	委員総数	うち女性委員数	女性割合
令和3年 (2021年)	22	234名	59名	25.2%

【男女共同参画とSDGs】

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標と訳されます。2015年の国連サミットで採択された、世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざすための世界の共通目標です。各国が合意した17の目標と169のターゲットから構成されています。

本町では、第6次総合計画において「SDGsをふまえた持続可能なまちづくりの推進」を掲げており、本プランを推進することで、SDGsの目標5「ジェンダー※平等を実現しよう」の達成を図ります。また、男女共同参画の取組みは目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」及び目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」にも関連しています。

※ ジェンダーとは、男性・女性の社会的な役割の違いによって形成された性別のことです。性別により生き方やさまざまな選択が決まってしまうことをなくしていくことがジェンダー平等です。



第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

本プランの基本理念は「性別にかかわらず誰もがその人らしく暮らすことのできる男女共同参画社会の実現」とします。男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらずそれぞれの個性や能力を發揮できる地域社会の形成をめざします。

2 基本目標

基本理念を実現するため、男女共同参画基本計画及び県男女共同参画計画を勘案するとともに、これまでの取組状況等をふまえ、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

I あらゆる分野における女性の参画の促進

社会のあらゆる分野に女性の意見を反映させるため、町政における審議会などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域活動において、男女が共にその能力を十分に發揮できる環境の整備を促進します。

【施策の方向】

- 1 町政の場における女性の参画の拡大
- 2 女性の能力開発（エンパワーメント）の支援
- 3 国を越えてのパートナーシップの形成
- 4 地域活動における男女共同参画の促進

II 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に仕事と家庭、地域活動等を両立し、その個性や能力を發揮できるよう町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努めるとともに、育児・介護の支援体制の充実を図ります。

【施策の方向】

- 1 男女の雇用環境の整備
- 2 職業生活における活躍支援
- 3 仕事と家庭生活等との両立支援
- 4 育児・介護のための社会的支援
- 5 男性の家庭への参画の促進

Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

配偶者等からの暴力を防止するため、関係機関と連携し、啓発活動や安全確保などの支援に取り組むとともに、誰もが健やかで生き生きと暮らすことができるよう生涯を通じた健康支援に取り組めます。

【施策の方向】

- 1 異性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 生涯にわたる女性の健康づくりの支援
- 3 高齢期における男女の生活支援
- 4 援助を必要とする人の自立支援

Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画の推進を図ります。また、性的マイノリティなどの人権侵害についても気付き、理解できるような機会を提供します。

【施策の方向】

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 学校教育における男女共同参画の推進
- 3 家庭や地域での男女共同参画の推進
- 4 多様な性のあり方への理解の促進

3 プランの体系

基本 理念	基本目標
	施策の方向
	主要施策
性別にかかわらず誰もがその人らしく暮らすことのできる男女共同参画社会の実現	I あらゆる分野における女性の参画の促進
	1 町政の場における女性の参画の拡大
	・町の審議会等委員への女性の積極的な登用
	・町における女性職員の登用促進
	・男女共同参画の視点に立った情報の収集
	2 女性の能力開発（エンパワーメント）の支援
	・女性の人材を育成する機会の充実と情報提供
	・女性の自主的学習等への支援
	3 国を越えてのパートナーシップの形成
	・国際動向の把握と施策への反映
	・国際協調のための交流促進
	4 地域活動における男女共同参画の促進
	・男女共同参画の視点に立った地域行事・活動の推進
	・男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	II 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
	1 男女の雇用環境の整備
	・労働・雇用に関する法律の普及
	・団体・事業所への啓発
	・就業における母性保護の推進
	2 職業生活における活躍支援
・就業と起業に関する情報の提供	
・職業能力の開発・向上への支援	
・女性労働相談の体制整備	
3 仕事と家庭生活等との両立支援	
・仕事と育児・介護を両立するための職場環境づくり	
4 育児・介護のための社会的支援	
・子育て環境の整備	
・介護を社会で支える環境づくり	
5 男性の家庭への参画の促進	
・家事・育児・介護への男女共同参画の推進	

Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
1	異性に対するあらゆる暴力の根絶
	<ul style="list-style-type: none"> ・異性に対する暴力を根絶するための啓発 ・被害者救済の取組みの促進
2	生涯にわたる女性の健康づくりの支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発 ・母性保護の啓発 ・妊産婦、乳児の健康診査・相談の充実 ・心身の健康保持・増進のための環境整備
3	高齢期における男女の生活支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期の健康づくり・生きがいづくり支援 ・高齢期の男女共同参画の意識啓発
4	援助を必要とする人の自立支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への助成 ・バリアフリーの環境整備と障がい者の社会参加の推進
Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
1	男女共同参画の意識づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・町政における男女共同参画の視点に立った施策・事業の見直し ・男女共同参画啓発週間の啓発
2	学校教育における男女共同参画の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー・フリー教育の推進 ・男女平等をめざす取組みの拡大
3	家庭や地域での男女共同参画の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識を育てる家庭教育の推進 ・家族共同学習の推進 ・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
4	多様な性のあり方への理解の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティへの理解促進・支援

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画の促進

I-1 町政の場における女性の参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、社会のあらゆる分野で、男女が共に参画し、意見や考え方を政策・方針に反映させることが重要です。町においても、審議会等委員への女性登用率の向上や女性職員の能力開発やキャリア形成など、積極的に取組みを進めていく必要があります。

主要施策「町の審議会等委員への女性の積極的な登用」

取組（所管課）	内 容
・ 審議会等への女性委員登用推進及び人材情報の収集 （全課）	各分野で活躍する女性の人材情報を収集整理することにより、各種審議会などへの女性委員の登用促進、女性委員ゼロ審議会等の解消に努めます。また、同一人物への過度な重複任命の是正を図ります。

主要施策「町における女性職員の登用促進」

取組（所管課）	内 容
・ 女性職員の職域拡大及び意向調査の実施 （総務課）	意向調査を実施するとともに、メンター制度等の活用により、相談しやすい環境の整備に努めます。
・ 管理職研修の実施 （総務課）	管理職がジェンダーにとらわれず、職員の能力を公平に評価できるよう研修を実施します。
・ 女性職員の管理職への登用促進及び交流事業や研修会への派遣 （総務課）	すべての女性職員がキャリア形成に必要なスキルを身につけられるよう、能力向上を支援するための研修に毎年派遣するとともに、適材適所の人事、適正な人員配置等を通じて女性の登用に取り組めます。

主要施策「男女共同参画の視点に立った情報の収集」

取組（所管課）	内 容
・ 定期的調査と関連資料の収集 （協働推進課）	女性参画の進行状況などを定期的に調査し、点検します。また、先進的な自治体の事例などを研究し、情報収集に努めます。

【国際社会における日本の男女共同参画の推進状況】

2020年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書 2020」によると、日本はジェンダー開発指数（GDI）※は167か国中55位、ジェンダー不平等指数（GII）※は162か国中24位となっています。一方、世界経済フォーラムが2021年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）※は、156か国中120位となっており、健康や教育では高い水準にあるものの、政治や経済における意思決定に参加する機会等については、国際的に見ると男女間の格差が大きいことが指摘されています。

※ジェンダー開発指数：GDI（Gender-related Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー・ギャップを表しています。

※ジェンダー不平等指数：GII（Gender Inequality Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を表しています。

※ジェンダー・ギャップ指数：GGI（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムによる指数で、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出し、性別による格差を表しています。

I-2 女性の能力開発(エンパワーメント)の支援

【現状と課題】

あらゆる分野で女性の参画が推進できるよう、まずは女性自身が自立した個人としての意識をもち、その能力を十分に発揮していくことが重要です。このため、女性の潜在的な能力を引き出すような学習機会を設け、人材育成に取り組んでいきます。

主要施策「女性の人材を育成する機会の充実と情報提供」

取組（所管課）	内 容
・人材育成講座の開催及び図書の実践 （生涯学習課）	地域の人材を活用し、講座を開催するとともに、人材の育成に努めます。 また、図書館において関連する図書や資料の情報提供に努めます。

主要施策「女性の自主的学習等への支援」

取組（所管課）	内 容
・講師等人材情報の提供及び出前講座の開催 （生涯学習課）	町民が自主的に生涯学習に取り組めるようニーズに合わせた出前講座の開催や多様な広報媒体を介した周知を行い、学習機会の提供に努めます。
・女性団体等への学習支援 （生涯学習課） （地域振興課）	生涯学習センターでの資料の配架・掲示や生涯学習情報誌を発行など、女性団体等の学習活動を支援するとともに、育成を図ります。

I-3 国を越えてのパートナーシップの形成

【現状と課題】

男女共同参画の推進は、国際社会における動向と密接に関連していることをふまえ、世界の状況にも視野を広げ、時代に応じた取組みについて情報を収集し、施策に反映していく必要があります。また、日本人と外国人が互いの文化を尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしていくために、国際交流を推進します。

主要施策「国際動向の把握と施策への反映」

取組（所管課）	内 容
・国や県等との情報共有 （協働推進課）	国際的な動向やこれに対応する国、県などの取組状況の把握に努め、関係機関と連携しながら町の施策に反映していきます。

主要施策「国際協調のための交流促進」

取組（所管課）	内 容
・外国語教室等の国際理解教育の充実 （教育総務課）	A L T（外国語指導助手）が幼稚園、小学校、中学校の訪問を効率的に実施することで、外国語に触れる機会を増やし、コミュニケーションのとり方や外国の文化に対する理解を深めます。
・英語版案内表示の設置事業の推進 （総務課）	庁舎内案内板などに外国語表記をつけることを検討します。

I-4 地域活動における男女共同参画の促進

【現状と課題】

地域の中で生き生きと暮らしていくためには、地域行事や趣味、ボランティア活動など、あらゆる活動に性別にかかわらず参加できるような環境を整備することが大切です。

また、近年は大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設、運営、環境整備など、地域の防災力の向上をはじめ、女性と男性のニーズの違いなどに配慮した対応が求められています。このため、女性の視点を取り入れた避難所や自主防災組織の運営を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備が必要です。

主要施策「男女共同参画の視点に立った地域行事・活動の推進」

取組（所管課）	内 容
・ 地域行事やふれあい交流事業の促進 （全課）	性別や年代、障がいの有無を問わず、地域の誰もが安心して地域行事に参加できるような環境づくりに協力するとともに、交流事業等への参加の促進、機会の提供を図ります。
・ 自治会、PTA連絡協議会等への支援 （協働推進課） （生涯学習課）	自治会やPTA連絡協議会などへの支援を通じて、男女共同参画の視点に立った地域活動の活性化を図ります。
・ 地域情報の収集、提供 （協働推進課） （生涯学習課）	男女が共に参画し、地域・社会活動の活性化を図るよう地域情報を収集し、提供します。
・ ボランティアへの活動支援及び登録制度への充実 （生涯学習課） （福祉課）	まちづくりに関するさまざまな分野において、ボランティア活動の支援に努めるとともに、男性の家庭・地域への参画の促進など、多様な人材を活用できるよう、ボランティア登録制度の充実を図ります。また、国の動きを注視しながらボランティアポイント制度を実施していきます。

主要施策「男女共同参画の視点に立った防災対策の推進」

取組（所管課）	内 容
・女性の視点を反映した避難所運営 （防災安全課）	女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子ども の安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに も配慮した避難所運営に努めます。
・自主防災組織への女性 の参加促進 （防災安全課）	自主防災組織への女性の参加の促進に努めるととも に、女性リーダーの育成に努めます。

【防災対応力を強化する女性の視点】

災害は自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）によつて、その被害の大きさが決まると考えられています。自然要因をコントロールすることはできませんが、社会要因については努力次第で軽減することができます。被害を小さくするために、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組みが重要です。

中でも、町民の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、災害対策に女性の視点を取り入れることで、防災や減災、災害に強い地域社会の推進が図られます。

Ⅱ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

Ⅱ-1 男女の雇用環境の整備

【現状と課題】

働きたい人が仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができるよう、事業所や関係団体に対して男女の雇用環境づくりを進めていくとともに各種法制度が十分に活用されるよう普及・啓発を図る必要があります。

主要施策「労働・雇用に関する法律の普及」

取組（所管課）	内 容
・男女雇用機会均等法をはじめとする労働関係法の普及・啓発 （地域振興課）	労働・雇用に関する内容を、広報紙やホームページへ掲載するとともに、パンフレットの配架などを行い、普及・啓発に努めます。
・事業所向けセクシュアル・ハラスメント防止・啓発 （地域振興課）	セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識の向上及び防止対策の徹底を図り、適切な対応がなされるように周知を行います。

主要施策「団体・事業所への啓発」

取組（所管課）	内 容
・性差別表現をなくすための啓発 （協働推進課）	職場での性差別的な表現や性的指向及び性自認に関するハラスメントなどを防止するために、パンフレットの配架等を行い、地域で活動する事業所等への啓発を図ります。

主要施策「就業における母性保護の推進」

取組（所管課）	内 容
・妊娠時の定期健診受診の啓発 （子育て健康課）	保健師による個別面接を継続し、必要な方へ母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促します。

II-2 職業生活における活躍支援

【現状と課題】

子育てや介護などによって退職した女性をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス業等の接触型産業で働く女性が職を失うなど経済的影響を強く受けたことから、就業を希望する女性に対する就職情報の提供や職業能力の開発などの支援が必要になっています。

主要施策「就業と起業に関する情報の提供」

取組（所管課）	内 容
・ 求職情報の提供 （地域振興課）	ハローワークや県などの関係機関からの求職情報を広報紙やホームページにより提供します。
・ 起業関連事業、融資制度等の情報提供 （地域振興課）	起業支援や起業関連情報のパンフレット等の配架や情報提供を行うなど、女性の創業や起業に対する支援を行います。

主要施策「職業能力の開発・向上への支援」

取組（所管課）	内 容
・ 通信教育、資格試験情報の提供 （地域振興課） （生涯学習課）	広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配架などにより通信教育や資格試験に関する情報等の周知を図り、職業能力開発や職域拡大のための情報の提供を行います。

主要施策「女性労働相談の体制整備」

取組（所管課）	内 容
・ 相談体制の充実 （協働推進課） （地域振興課）	働く女性の職場の悩みなど、さまざまな問題に対応するため、総合相談などの相談体制を整えるとともに、神奈川労働局などの関係機関との連携を図ります。

II-3 仕事と家庭生活等との両立支援

【現状と課題】

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から「妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け」や「男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設」などが段階的に施行されます。育児・介護休業法に基づき、男女が協力して育児・介護と仕事を両立できるよう、制度の周知や啓発活動に努める必要があります。また、町職員が規範を示すために、男性職員の育児休業の取得を促進していきます。

主要施策「仕事と育児・介護を両立するための職場環境づくり」

取組（所管課）	内 容
・ 育児休業取得促進の啓発 （協働推進課）	女性はもとより男性の育児休業の取得促進に向け、パンフレットの配架などを通じて事業所への周知を図ります。
・ 介護休業取得促進の啓発 （協働推進課）	女性も男性も等しく介護休業・休暇が取得できるよう、パンフレットの配架などを通じて事業所への周知を図ります。
・ 育児・介護休業取得促進 （総務課）	育児・介護休業制度の啓発と休暇が取りやすい体制づくりに努めます。

【ワーク・ライフ・バランスの推進】

男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になる場合が多いことが指摘されています。

人生100年時代の到来に伴い職業人生が長くなる今後においては、仕事中心の現役生活から引退して仕事のない老後生活へ移行するという発想ではなく、若いときからワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要になります。

II-4 育児・介護のための社会的支援

【現状と課題】

働く女性にとって育児・介護は大きな問題となっています。「子育ては母親でなければ」や「介護は女性の役割」といった固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）により、責任を一人で背負い、孤立感や不安感を持っている女性も少なくありません。子育てや介護は単に一家族の問題としてとらえるのではなく、地域全体で支え合い、担っていくことで身体的・精神的負担の軽減を図ることが重要です。

主要施策「子育て環境の整備」

取組（所管課）	内 容
・ 子育て支援体制の充実、整備 （子育て健康課） （教育総務課）	家庭や社会を取り巻く環境の変化と保護者や地域の方々の多様なニーズに応えるため、保育所・幼稚園の子育て支援体制の充実、整備を図ります。
・ 乳児保育、障がい児保育の充実と一時保育、延長保育の充実 （子育て健康課）	地域に情報を発信し、一時保育などの制度をより多くの町民が利用できる体制を図ります。
・ 赤ちゃん健康相談の充実と親同士の交流会への支援 （子育て健康課）	乳幼児期における発育や発達の確認のほか、育児、母乳、栄養相談などを実施します。また、親同士の交流事業では、親子の交流や遊びを通じて成長を見守ります。
・ 指導者研修及びコミュニティクラブの充実 （子育て健康課）	指導者研修の充実とコミュニティクラブの充実を図ります。
・ 児童図書への充実 （生涯学習課）	児童図書を充実させるとともに、広報紙で新刊図書を、図書館のホームページでおすすめの本（「読んでみない？こんな本」）を紹介します。
・ 読み聞かせ事業の充実 （生涯学習課）	ボランティアとの協働により、毎週土曜日におはなし会を開催します。また、読書ボランティア養成講座を実施します。

主要施策「介護を社会で支える環境づくり」

取組（所管課）	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度への理解と利用の促進 （福祉課） 	<p>3年ごとの見直し時に介護保険事業計画に基づき介護サービス提供体制を整備し、制度への理解と利用促進に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援事業所、居宅サービス提供事業所との連携 （福祉課） 	<p>居宅介護支援事業所連絡会や地域ケア会議を開催し、連携を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業の充実 （福祉課） 	<p>地域の実情に合わせた事業の充実を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護教室の充実と男性参加の推進 （福祉課） 	<p>家庭における介護が、行う側も受ける側もより快適となるよう家族介護教室の充実を図るとともに、男性の積極的な参加を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者交流事業の推進 （福祉課） 	<p>介護に関する情報提供を図り、介護者の心の負担を軽減するよう交流事業を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスを担う人材の資質向上への支援 （福祉課） 	<p>事業所対象の研修会を開催したり、随時相談に応じ、介護サービスを担う人材の資質の向上に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉総合相談窓口の充実 （福祉課） 	<p>地域包括支援センターを中核として、関係機関と連携しながら、柔軟な相談体制の充実に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットやパンフレットによる情報提供 （福祉課） 	<p>介護保険制度や介護保険サービス、高齢者福祉サービスに関する情報提供を充実します。</p>

II-5 男性の家庭への参画の促進

【現状と課題】

平成28年社会生活基本調査によると、6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均・1日当たり）は、神奈川県では妻が約8時間であるのに対し、夫は1時間15分であり、また、夫の家事行動率*は14.2%、育児行動率は21.8%となっています。共働き世帯が多い中で、女性に仕事・家事・育児など多くの負担が集中しています。男女共同参画を推進するため、男性の意識改革が必要であり、家事や育児などへの参加を促進する環境づくりが求められています。

※行動率…該当する種類の行動をした人の割合

主要施策「家事・育児・介護への男女共同参画の推進」

取組（所管課）	内 容
・家庭内ジェンダー・フリーの啓発 （協働推進課）	家事・育児・介護における固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないように、広報紙やパンフレットの配架等により男女双方の意識改革と理解促進を図ります。
・各種教室、講座の開催 （子育て健康課） （福祉課）	男女が共に参加するよう身近で生活に密着した講座の開催などを通じて、男性の家庭生活への参加を促進します。

【アンコンシャス・バイアス】

アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）とは、「無意識の思い込み・偏見」と訳され、自分自身が気付いていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りを意味します。

アンコンシャス・バイアスは過去の経験や、見聞きしたことに影響を受けて、自然に培われていくため、誰でも持っているものであり、それ自体に良し悪しはありません。しかし、アンコンシャス・バイアスに気づかずにいると、そこから生まれた思考・言動によって、「性別で任せる仕事を決めてしまう」など、知らず知らずのうちに、キャリアに影響を及ぼしたり、相手を傷つけたり、また自分自身の可能性を狭めてしまう等、さまざまな問題につながる可能性があるため、注意が必要です。

Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

Ⅲ-1 異性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力は、被害者の多くが女性で重大な犯罪となるケースもあり、決して許されるものではありません。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、DVや性暴力の増加・深刻化が懸念されています。また、近年は男性の被害者も増加しており、人権問題として重要な課題となっています。

異性に対するあらゆる暴力被害が潜在化しないよう、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」などの相談体制を周知し、関係機関との緊密な連携を図りながら被害者支援に取り組む必要があります。

主要施策「異性に対する暴力を根絶するための啓発」

取組（所管課）	内 容
・ 広報紙やインターネット等による異性への暴力防止の啓発 （協働推進課）	夫婦間・パートナー間の暴力（DV）は、被害者を身体的にも精神的にも傷つける重大な人権侵害であることを広報紙などで啓発し、被害の防止を図ります。
・ 相談窓口の周知 （協働推進課）	DV相談ナビ「#8008（はれれば）」や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891（はやくワンストップ）」、かながわDV相談LINEなどの相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配架等によって周知します。

主要施策「被害者救済の取組みの促進」

取組（所管課）	内 容
・ DVに関する相談体制の充実及び一時保護事業の実施 （協働推進課） （福祉課）	県や民間団体など関係機関と連携をとりながら、DV被害や自立への相談体制の充実を図ります。 また、研修等に参加し、理解や知識を深めるよう努めます。
・ 担当職員研修の実施 （協働推進課）	意図せず相談者への二次被害を生じさせることがないよう担当職員のジェンダー研修を取り入れます。

Ⅲ-2 生涯にわたる女性の健康づくりの支援

【現状と課題】

女性は妊娠・出産などのライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の保障、女性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援するため、男女が互いの性や心身の健康に関して正確な知識や情報を得ることが重要です。

主要施策「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発」

取組（所管課）	内 容
・各種保健講座におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発（子育て健康課）	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、各種保健講座などを通じて啓発します。
・性教育等の充実（教育総務課）	さまざまな情報が手軽に得られる状況であるからこそ、正しい知識を定着していくために、性教育や薬物乱用防止指導の充実を図ります。

主要施策「母性保護の啓発」

取組（所管課）	内 容
・母子健康手帳の交付（子育て健康課）	保健師による個別面接を継続し、必要な方へ母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促します。
・エンジョイ！マタニティ（子育て健康課）	具体的な育児についてのイメージを持ち、両親が親としての役割を学べるよう各種教室を開催し、意識啓発を図ります。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性の重要な人権の一つとして国際的に認識されています。

性と生殖のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指し、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。

主要施策「妊産婦、乳児の健康診査・相談の充実」

取組（所管課）	内 容
・妊婦栄養教室の開催 （子育て健康課）	栄養士による妊婦に対する栄養指導をエンジョイ！マタニティにて行い、個別の栄養相談を勧めていきます。また、利用してもらえるよう周知を図ります。
・新生児訪問指導の充実、実施 （子育て健康課）	産後サービスを充実させ、継続したフォローを行います。
・育児交流事業の支援 （子育て健康課）	育児の悩みの解消に向けて、交流事業の支援を行います。
・健診後のフォロー教室の実施 （子育て健康課）	妊娠期から継続して相談ができる体制の整備、発達に支援の必要な子どもへの継続的な相談・支援体制を整えます。

主要施策「心身の健康保持・増進のための環境整備」

取組（所管課）	内 容
・心身の健康づくり事業の推進及び保健事業の基盤整備 （子育て健康課）	関係機関との連携を図り、心の健康づくり事業を充実させ、健康増進計画に基づき、保健事業の基盤整備を行います。
・基本健康診査、各種がん検診の受診奨励 （子育て健康課）	自らの健康は自らが守る意識づくりを身につける講座を勧めるとともに、基本健康診査、各種がん検診の積極的な受診奨励を実施します。
・生活習慣病予防セミナー及び一般健康相談の充実 （子育て健康課）	教育・相談を継続して実施するとともに、多くの方が参加できるよう周知を効果的に行います。
・各種健康事業の充実 （子育て健康課）	町民が参加しやすい事業の場を提供していきます。

Ⅲ－3 高齢期における男女の生活支援

【現状と課題】

本町の老年人口は28%を超え、超高齢社会(老年人口21%以上)を迎えています。多くの町民が地域で生き生きと暮らしていくために、高齢期において、一人ひとりが自分らしい生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画への理解を進め、生きがいを持って、いつまでも自立した生活を送れるように支援する必要があります。

主要施策「高齢期の健康づくり・生きがいづくり支援」

取組(所管課)	内 容
・介護予防・生活支援サービス事業の充実 (福祉課)	要介護状態になることを予防するための事業を推進し、高齢者ができる限り在宅で過ごせるよう支援します。また、ひとり暮らし高齢者などへの支援については民生委員児童委員と連携し、把握に努めます。

主要施策「高齢期の男女共同参画の意識啓発」

取組(所管課)	内 容
・おーい元気会や学びおおいサポート等の充実と男女共同参画意識啓発 (福祉課) (生涯学習課)	高齢者が参加できる各種講座・教室の開催を検討、継続します。また、男女問わず楽しく学習できる機会を周知し、男女共同参画への意識啓発を図ります。

Ⅲ-4 援助を必要とする人の自立支援

【現状と課題】

女性は育児や介護などによる就業の中断や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、特に母子世帯は経済的に不安定な状況に置かれています。また、障がいのある方など、さまざまな困難を抱えた方に支援や情報が行き届くよう取組みを進める必要があります。

主要施策「ひとり親家庭等への助成」

取組（所管課）	内 容
・医療費助成事業等の充実 （子育て健康課）	ひとり親家庭などに対し、生活の安定と自立を支援するとともに、ひとり親家庭などの福祉の増進を図るため、医療費の一部（自己負担分）を助成します。

主要施策「バリアフリーの環境整備と障がい者の社会参加の推進」

取組（所管課）	内 容
・「声の広報」による広報提供の充実 （協働推進課）	すべての町民が行政情報の提供を受けられるよう、ボランティアの協力のもと、情報のバリアフリーを推進します。

【男女共同参画における新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、サービス業等の接触型産業は強く影響を受け、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化しました。また、令和2年度に全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスに寄せられたDV相談件数は前年度比で約1.6倍に増加し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数も前年度比で約1.2倍に増加しています。

同時に、経済的・精神的DV、ひとり親世帯の貧困等もコロナ下で可視化され、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において「今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない」と指摘されているように、ジェンダー不平等に対する問題意識が全国的に高まっています。

IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

IV-1 男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に向けて、行政にあっては、あらゆる施策・事業のあり方を男女共同参画の視点に立って、見直していくことが必要です。また、こうした点検や検討には男女の偏りがないよう留意するとともに、町民などと協働して推進することが重要です。

主要施策「町政における男女共同参画の視点に立った施策・事業の見直し」

取組（所管課）	内 容
・男女共同参画の視点からの施策・事業の見直し （全課）	町の施策・事業が男女に偏ったものとなっていないか随時確認するとともに、行政文書や帳票類についても男女共同参画の視点を意識し、表現に配慮するよう努めます。
・職員研修の充実 （総務課）	職員研修により男女平等意識の普及・啓発に努め、施策等の点検を推進します。

主要施策「男女共同参画啓発週間の啓発」

取組（所管課）	内 容
・男女共同参画啓発週間の啓発 （協働推進課）	男女共同参画啓発週間について、広報紙等に掲載し、男女共同参画の重要性や課題などの普及・啓発に努めます。

IV-2 学校教育における男女共同参画の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが男女共同参画社会を阻害する要因のひとつとなっています。早い時期から男女共同参画への意識を育み、性別にかかわらず、それぞれの個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもに対する意識啓発に取り組みます。

主要施策「ジェンダー・フリー教育の推進」

取組（所管課）	内 容
・男女平等教育の推進 （教育総務課）	さまざまな教育活動をとおして、人権教育や男女平等の視点に立った教育を進めるとともに、子どもが主体的に学び、考え、行動する姿勢の育成に努めます。
・ジェンダー・フリー教育の推進 （教育総務課）	学校生活において固定的な性別役割分担意識やジェンダーを意識した言動が行われないよう、子どもの発達段階に応じたジェンダー・フリー教育を推進します。

主要施策「男女平等をめざす取組みの拡大」

取組（所管課）	内 容
・ジェンダー・フリー教育を取り入れた教職員研修の充実 （教育総務課）	さまざまな不安や悩みを抱えている児童・生徒がいる現状から、ジェンダー・フリーや性的マイノリティの理解について更なる定着が図れるよう、研修内容の充実に努めます。

【子ども・若年層への性暴力の多様化】

交際相手からの暴力をデートDVと言い、未成年者同士であってもDVの加害者や被害者になることがあります。また、10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっており、国では令和3年から毎年4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」と定め、被害を防止するための意識啓発や相談窓口の周知を行っています。

男女共同参画社会の推進のため、DVや性暴力の防止についても、教育の充実に努める必要があります。

IV-3 家庭や地域での男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画の視点に立った家庭教育は、まず親自身が家族・家庭のあり方について考え、家族間で学び合うことが大切です。子どもの可能性を性別で狭めることのないよう、十分な配慮と話し合いを行い、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識を高めるような学習機会が重要となります。

また、生活の場である地域社会において、男女ともさまざまな活動に主体的に参加し、活動を通じて男女共同参画社会の意義に気付くことができるよう、誰もがいつでも学べる生涯学習の環境づくりが必要です。

主要施策「男女平等意識を育てる家庭教育の推進」

取組（所管課）	内 容
・家庭教育に関する講座の開催 （生涯学習課）	家庭における固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女平等意識を高める家庭教育を推進します。 また、学習機会の設定については、時間帯、内容など、男性の参加を促すような工夫をしていきます。

主要施策「家族共同学習の推進」

取組（所管課）	内 容
・家族及び家族間交流により男女が共に家庭生活を担う学習機会の提供 （生涯学習課）	男女が共に参加できるよう創意工夫に努め、体験学習、生涯学習センターの事業などを通じて親子のふれあい、家族同士の交流、共同体験などの機会を提供し、家庭づくりを学び合える環境をつくり、男女が共に家庭を担う学習機会を提供します。

主要施策「男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進」

取組（所管課）	内 容
・生涯学習への男女共同参画の視点の反映 （生涯学習課）	生涯学習情報誌により町内活動団体等の情報を提供することで、男女が共に参画し、地域・社会活動の活性化を推進します。
・出前講座の開催 （生涯学習課）	出前講座の開催などにより、身近に男女共同参画について学習できる環境を整備します。

IV-4 多様な性のあり方への理解の促進

【現状と課題】

「生まれついた性別に違和感がある人」や「恋愛対象が同性である人」などを性的マイノリティと言います。多数派である「戸籍上の性別と性自認が一致し、異性愛者である人」と比べて少数派（マイノリティ）であることから、性的マイノリティの方は周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、性的マイノリティについての正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための啓発活動に取り組む必要があります。

主要施策「性的マイノリティへの理解促進・支援」

取組（所管課）	内 容
・パートナーシップ宣誓制度の運用 （協働推進課）	性的マイノリティ等の生き方を後押しするため、宣誓した当事者とパートナーに対し「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。また、制度について周知することで、多様な性の尊重、人権への配慮について普及啓発します。
・パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携の推進 （協働推進課）	パートナーシップ宣誓制度の効果的な運用を図るため、近隣自治体と連携し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の推進に取り組みます。
・性的マイノリティへの理解の促進 （協働推進課）	人権課題のひとつとして、講演会や広報紙、ホームページ等により、性的指向や性自認等を理由とする差別・偏見についての啓発活動に取り組みます。
・国民健康保険証及び介護保険被保険者証等の表記変更 （町民課） （福祉課）	生きづらさの解消を図るため、性同一性障害を有する方が、性別を表面に記載することを望まない場合や普段使用している名前（通称名）を表面に記載することを望む場合に表記の変更を行います。
・申請書等における性別欄の見直し （全課）	性の多様性を尊重し、誰もが安心して公共サービスを受けられるよう、本人に性別の記載を求める申請書等について、性別欄の削除や自由記述とするなど、必要性を検討の上、随時見直しを行います。

第4章 プランの推進

1 推進体制

本プランを推進するためには、町民が男女共同参画社会の推進を自分事として捉え、「固定的な性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス」などの意識を変えていくことが重要です。町民や団体、事業所等に本プランの周知を図り、連携しながら男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

また、庁内の推進体制について、関係各課との連携、調整を図りながら総合的に本プランを推進します。

2 進行管理

本プランの進行管理にあたっては、町民や学識経験者などで構成する「大井町男女共同参画社会推進委員会」において、本プランの推進に関する事項について意見を聴き、町民と行政が一体となって取組みを推進します。

また、町の男女共同参画の現状や課題を把握し、施策への反映を図るとともに、社会的、経済的な変化に伴い必要に応じて見直しを行います。

大井町男女共同参画プラン（第3次）

発行日：令和4（2022）年2月

発行：大井町

編集：大井町協働推進課

〒258-8501

神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

電話 0465-83-1311（代表）

FAX 0465-82-3295